

## 病児保育の利用が許可されていない疾患および利用許可基準

麻疹	発疹を伴う発熱が解熱後3日を経過すれば利用可
風疹	発疹が消失すれば利用可
水痘	すべての水疱が痂皮化すれば利用可
流行性耳下腺炎	耳下腺などの腫脹発現後5日を経過すれば利用可
インフルエンザ感染症	解熱後（熱37℃台）24時間経過すれば隔離室利用可（出席停止期間中）
アデノウイルス感染症	発熱/咽頭炎症状のみ→高熱であっても全身状態が落ち着いていれば隔離室利用可 解熱後(37℃台)は保育室利用
	結膜炎を伴う→結膜炎症状が消失すれば解熱後(37℃前後)2日までは隔離室利用可
	流行性角結膜炎→利用不可
ロタウイルス・ノロウイルス	下痢、嘔吐症状が消失すれば利用可

\*上記以外でも、子どもの状態によって利用できないこともあります。

- 溶連菌感染症 : 保育室利用可。但し有効な抗菌薬内服後24時間以内は隔離室を利用
- マイコプラズマ肺炎感染症 : マスク着用が困難な場合は隔離室を利用
- RSウイルス感染症 : 保育室の乳児の利用状況により隔離室を利用
- ヒトメタニューモウイルス感染: 保育室の乳児の利用状況により隔離室を利用
- 手足口病 : 通常保育室利用可
- ヘルパンギーナ : 通常保育室利用可
- 胃腸炎（ノロ、ロタか不明） : 児の状態及び保育室の状況により隔離室を利用（ノロウイルス判定チャートを参考に）